

○国土交通省告示第二百二十三号

船舶設備規程（昭和九年逡信省令第六号）第三百十一条の二十一の二の規定に基づき、船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶を定める告示を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶を定める告示

船舶設備規程（昭和九年逡信省令第六号）第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶は、旅客船以外の船舶であつて、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供するもの（物のみの運送の用に供する船舶を除く。）とする。